相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町別府二八五四番地、最後の住所東京都八王子市寺田町四三二番地グリーンヒル寺田一八六―二

被相続人　亡　蓮子　淳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市緑町二丁目三番、最後の住所東京都西東京市柳沢四丁目一番三号めぐみ園

被相続人　亡　井上　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市松尾上溝二八九七番地三、最後の住所長野県飯田市南信濃和田一五五〇番地　特養遠山荘

被相続人　亡　長井　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

長野県飯田市松尾明四八七八番地

相続財産管理人　田中　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区南住吉三丁目三五番地、最後の住所大阪府堺市美原区大饗三七三番地一六

被相続人　亡　峯岡　廣和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区清水三丁目九七〇番地、最後の住所大阪府茨木市清水一丁目二八番二二号

被相続人　亡　瀧見ゑよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市下高隈町一六七〇番地、最後の住所大阪府松原市別所四丁目七番一〇号

被相続人　亡　迫田　憲明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区清水三丁目九七〇番地、最後の住所大阪府茨木市清水一丁目二八番二二号

被相続人　亡　瀧見ゑよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区堂島三丁目一三番地、最後の住所大阪市福島区玉川二丁目一三番二六―一〇〇三号野田スカイハイツ

被相続人　亡　髙嶋　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月六日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号日生淀屋橋ビル五階

相続財産管理人　弁護士　真田　尚美

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年十二月六日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市緑区白山二丁目四二五―一

一、墳墓等の名称　寶塔院堂山墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　横浜市緑区白山三丁目一一一九番地　川嶋三郎、横浜市緑区白山町一一一九番地　川嶋敏彦、横浜市緑区白山町一一一九番地　川嶋美代子、横浜市緑区白山町九四五番地　磯貝昌司、本籍不詳　磯貝キセ、他二名本籍及び氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　横浜市緑区白山二丁目三五番一二号　宗教法人寶塔院　代表役員　山本　昭弘

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社インクリース　株式会社インクリース（旧所在地）福岡市博多区千代二丁目二一番一三号（現所在地）福岡市城南区堤一丁目一八番二号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年十二月六日

（旧所在地）福岡市博多区千代二丁目二一番一三号

（現所在地）福岡市城南区堤一丁目一八番二号

株式会社インクリース

代表取締役　安田　光男

第７期決算公告

平成24年12月6日

岩手県盛岡市本町通三丁目16番１号

株式会社こずかたサービス

代表取締役　佐藤　久伸

貸借対照表の要旨

（平成24年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	236,081
	固定資産	3,189
	合計	239,270
負債及び純資産の部	流動負債	83,939
	固定負債	0
	株主資本	155,331
	資本金	30,000
	利益剰余金	125,331
	その他利益剰余金	125,331
	（うち当期純利益）	(39,052)
	合計	239,270

第31期決算公告　平成24年12月6日

仙台市太白区西中田５丁目17―１

株式会社らいおんクリエイト

代表取締役　鈴木　哲也

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	315,274
	固定資産	313,299
	合計	628,573
負債及び純資産の部	流動負債	498,362
	固定負債	649,876
	株主資本	△521,041
	資本金	30,000
	資本剰余金	500
	利益剰余金	△551,541
	その他利益剰余金	△551,541
	（うち当期純利益）	(1,126)
	評価・換算差額等	1,376
	合計	628,573